

移住定住情報誌作製委託業務仕様書

1 仕様書番号

企委第7号

2 委託業務名

移住定住情報誌作製委託業務

3 業務の目的

(1) 趣旨

本市への移住定住を呼びかけるツールの一つとして、市の魅力的な地域資源、移住施策や子育て支援施策等の取組みを分かりやすく説明し、かつ、デザイン性の高い情報誌を作製することにより、市の情報を効果的に発信し、移住検討者や移住先でのまちづくりなど住民自治に高い関心を持つ方から「選んでもらえる市」を目指すとともに、人口減少の抑制及び交流人口の増加を図るものとする。

(2) ターゲット

①若年夫婦・子育て世帯

②結婚・出産・転職などライフステージの変化を控えた20代後半から30代

(3) コンセプト

①本市での生活の魅力を文章だけでなく、移住者の写真等により分かりやすく、効果的にPRすること。

②移住検討者の視点で「海津市に住んでみたい」と思わせるような内容・デザインにすること。

③移住のターゲット層である若年夫婦や子育て世帯等に対して、移住や子育て施策を積極的にPRすること。

④まずは、手に取ってもらうため、洗練されたアイデアなどで、他自治体と差別化できるような表紙などのデザインにすること。

⑤本市が持つ地域資源を効果的にPRし、本市の魅力の発信につながる内容とすること。

4 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

5 委託業務内容

- (1) 情報誌の企画、デザイン、取材、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正、印刷等の情報誌作製に係る全ての業務
- (2) パンフレットに掲載する施設や人物等への取材協力及び調整。その際に必要となる使用料や出演料、先輩移住者等への謝礼等は、受託者が負担すること。なお、先輩移住者については、本市から紹介するものとする。(2組から4組を予定)
- (3) 業務に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとし、本市は既存資料の提供など、受託者の業務の遂行に協力するものとする。

6 掲載内容

掲載内容(案)は、以下のとおりとする。また、掲載順序及び掲載量は指定しない。なお、下記以外でターゲットに対して効果的と考えられる内容があれば提案すること。

- (1) 市の概要
- (2) 地図・交通アクセス
- (3) 先輩移住者インタビュー
- (4) 海津市の魅力・暮らしやすさ
- (5) 本市で実施中の移住促進に係る取組み

7 仕様

- (1) 規格：A4版
- (2) 頁数：12ページ程度を基本とするが、本業務に最適なページ数があれば提案すること
- (3) 色数：フルカラー
- (4) 製本：中綴じ
- (5) 紙質：上質紙110K

8 成果品

- (1) 情報誌10,000部
- (2) 電子データ(情報誌のPDF版などの電子データ一式は、CD-ROMまたはDVD-ROMに収納し納品すること)
- (3) その他、当該業務において使用した画像データ等の素材

9 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)

第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに市に無償で譲渡するものとする。

- (2) 市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権は主張しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程においては、市と十分に協議を行い、市の指示に柔軟に対応すること。
- ・本業務の実施にあたっては、市と適時打ち合わせをおこなうこと。
- ・本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・受託者が義務を遂行するに当たり、必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用は負担しない。
- ・本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定するものとする。
- ・受託者は、業務の完了を確認するための検査を受け、その合格をもって業務完了とする。なお、成果品の納品後にあっても、明らかな受託者の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、受託者の責任でこれを速やかに修正し、その他必要な措置をおこなうものとする。